

第1回民生教育まちづくり常任委員会

令和7年3月12日（水）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

- (1) 議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- (2) 議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

出席委員（7名）

委員長	中 島 ゆき子	副委員長	森 哲 士
委 員	桂 川 融 己	委 員	大 西 尚 子
委 員	高 井 範 和	委 員	鷲 見 昌 己
委 員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議 員	桂 川 いずみ	議 員	加 藤 久 人
議 員	田 口 琢 弥	議 員	田 中 喜 登
議 員	今 井 政 良		

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	総 務 部 長	野 村 穰
まちづくり推進部長	田 谷 諭 志	企 画 課 長	中 村 裕
財 務 課 長	杉 山 勝 彦	まちづくり推進課長	青 木 一 英
福 祉 部 長	小 澤 和 博	包括支援センター対策監	戸 谷 直 樹

こども家庭課長 奥 田 真一朗
環 境 部 長 田 口 昇

こども家庭課主査 中 島 大 樹
環 境 施 設 課 長 波多野 一 樹

職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 田 添 誠
議会総務課主任主査 柿ヶ野 明 広

議 会 総 務 課 長 細 江 隆 義

○委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

ただいまから第1回民生教育まちづくり常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、本日、5番議員、6番議員、8番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

今日は付託案件で条例の改正、そして金山病院の事業会計の繰出がございますし、協議報告で4件ございますが、結構、今後の市政運営の中でも重要な部分を占めておる御報告もあろうかと思いますので、どうぞ御審査よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

一般質問お疲れ様でございました。

今日明日は各常任委員会の付託案件、それから、金曜日からは予算審査ということで山場を迎えますので、執行部の皆さんよろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ありがとうございました。

今ほど13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆様の質問は簡潔明瞭にまとめいただき、再質問は2回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁につきましても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和7年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第32号から議第36号までの5議案及び議第43号、合わせて6議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、3議案について説明をお願いいたします。

〇まちづくり推進課長（青木一英）

よろしくお願いします。

まず、昨日の全員協議会の中で1点資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。昨日の全員協議会資料24ページ、下呂市公園緑地整備検討協議会の委員のお名前のうち、山本一将さんとありますのは、山中一将さんの誤りでした。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書151ページを御覧ください。

議案書151ページ、議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

住宅困窮世帯への住宅セーフティネット機能を果たしつつ、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

本条例の改正の趣旨説明につきましては、委員会資料2ページを御覧ください。

委員会資料2ページで御説明をさせていただきます。市営住宅条例の入居期間の設定と契約更新制度の導入について御説明をいたします。

1. 市営住宅条例の入居期間について。

従来は入居期間の定めがありませんでした。入居者の状況確認としては、毎年収入申告の際にコンタクトを取っておりますが、緊急連絡先や身元引受人も高齢化していく中で、住宅管理情報を更新する機会がないまま、単身入居者の方が死亡されたときに、これらの方に連絡がつかない事態が起きています。そこで、後の説明にもございますが、市営住宅の老朽化等への対策と併せ、契約更新により住宅管理情報を更新することを目的に、市営住宅の入居期間を2年間に設定します。

2は、この緊急連絡先と身元引受人の定義及び家賃債務保証制度の導入についてです。

令和2年民法改正に伴い、市営住宅の入居要件から連帯保証人を外しております。その代わりに緊急連絡先と身元引受人を登録していますが、その定義がないため、さきに述べたように、万が一の際にこれらの方に連絡がつかないと葬送手続、残余財産の処分、居室の清掃等の問題の発生により次の入居者の募集が進まない現状がありました。

実際に、令和6年度中の案件としては過去からの引継ぎを含めて9件あります。うち、親族が

対応して解決に至ったのは1件のみで、公費対応としては、生活保護での対応が2件、管理者権限による対応予定が3件です。残り3件は法定相続人の調査等に時間がかかっている状況です。そこで、緊急連絡先は原則として緊急時に連絡が取れる市内在住の者と規定し、身元引受人は、単身入居者の方の死亡に際して遺体及び残余財産の引取り、その他市営住宅の明渡しに必要な行為を行うものと規定します。ただし、これらの確保が難しいケースも多くなると予測しております。

そこで、新たに家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）に基づく家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を結ぶことで、緊急連絡先に代えることができるように規定をいたします。この家賃債務保証制度は下表にあるとおり、身寄りがない方でも入居契約が容易になり、家計状況の急変等で一時的に家賃が滞った場合の代理納付や、死亡後の入居契約や光熱水費等の契約解除、財産処分や原状復帰の費用等の心配が要らない、保険のような仕組みです。

なお、家賃のほかに保証料が毎年1万円支払いが必要になります。契約はあくまで任意で、契約しない選択をされた方が不利になるものではございませんが、高齢者が安心してお暮らしできる制度として周知を進めたいと考えております。

では、3ページを御覧ください。

3. 市営住宅の2年ごとの契約更新手続について御説明をします。

契約更新手続は、入居期間が満了する日の6か月前から3か月前の日までに市長に申請をします。入居の許可条件は、条例第7条第1項の入居要件である入居者の収入要件への合致、市税の滞納がないこと、現に住宅困窮していること、暴力団員でないこと及び条例に違反していないことです。また、市はあらかじめ契約を更新せず、入居を停止する住宅を定めることができます。これは、下呂市市営住宅等整備基本方針及び下呂市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の用途廃止等を目的とした入居者の計画的な移転を進めるためです。具体的には、下表にある公営住宅と一般住宅が、2040年までに耐用年数を超過しますので、これらの段階的な廃止を行います。

この市営住宅ストックの整理は、令和6年6月18日の議会全員協議会にお諮りをしました。2040年に市の人口が約1万9,000人となる事態を見据え、同年における耐用年数超過の市営住宅数も全体で183戸と人口減少率とほぼ同率であるため、老朽化した市営住宅を3分の1削減して管理戸数を427戸に絞ります。今後のストック整理の段階としては、具体的な市営住宅の再編整理計画の策定、入居者移転交渉といったプロセスがあります。入居期間を2年間の契約更新制にして、老朽化住宅の契約更新を停止し、程度のよい住宅への移転を促すことでストック削減を進めていきたいと考えております。

次に、4は市営住宅の修繕費用の負担について。

従来の条文では、入居者の負担について、畳の表替え、破損ガラスの取換え等の軽微な修繕に要する費用との定めがありますが、ふすまや障子の張り替えが軽微な修繕に含まれるかどうかについて、入居者からの相談や苦情が多いためこれらを加えるものです。

次に、5はペット飼育の禁止についてです。

従来は、迷惑行為の禁止にペット飼育禁止を含めて解釈していましたが、猫の飼育や餌づけに関する苦情が多いため、鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穏を害し、または他人に危害を加えるおそれのある動物の飼育の禁止を規定します。

なお、令和6年度において猫の飼育への対応は4件あり、猫の譲渡や引っ越しのタイミングであったので、猫と共に退去されたケースが2件、現在進行形で経過観察や指導中が2件あります。

次に、4ページを御覧ください。

本条例改正に向けて、市営住宅入居者486世帯に説明とアンケートを行い、89件、割合にして18.3%の回答をいただきました。これによれば、入居更新制度が必要という方が41%で、「必要ない」15%を大きく上回りました。ただ、「分からない」という方も44%ございますので、今後、この周知について念入りに進めてまいります。また、2年間が妥当という方も39%あります。こちらの期間についても、随時の見直しを取り入れながら進めてまいります。

また、家賃債務保証制度の導入についても、利用したいという単身入居者の方の意向が39%ございますので、こちらについても下呂市に合った制度の導入を図っていきたいと考えております。

それでは、続きまして、議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書に戻ります。議案書160ページを御覧ください。

議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

公営住宅及び一般住宅と同様に中堅勤労者の居住の用に供する当該住宅において、将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

本条例の改正の趣旨説明につきましては、先ほどの議第32号の説明と重複しますので割愛します。

なお、市営住宅整備基本方針及び公営住宅等長寿命化計画に基づく特定公共賃貸住宅の廃止方針について、委員会資料6ページの中段の表を御覧ください。

市営住宅のうち、特定公共賃貸住宅の2040年までに耐用年数を超過し廃止を予定する住宅についてはこの表のとおりとなります。

では、続きまして、議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、議案書に戻ります。

議案書169ページを御覧ください。

議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

公営住宅及び一般住宅と同様に高齢者や子育て世帯など特に配慮の必要な世帯の居住の用に供する当該住宅においても将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、入居期間を定め、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

本条例の改正の趣旨説明につきましては、先ほどの議第32号の説明と重複しますので割愛します。

なお、下呂市市営住宅等整備基本方針及び下呂市公営住宅等長寿命化計画に基づく地域優良賃貸住宅条例の廃止予定につきましては、委員会資料8ページ、中段の表を御覧ください。

地域優良賃貸住宅に係る2040年の耐用年数超過及び廃止を予定する住宅についてはこの表のとおりとなります。

まちづくり推進課からの説明は以上となります。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第32号、議第33号、議第34号、3議案について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（大西尚子議員）

2ページの2番の緊急連絡先のところで、身元引受人のということで先ほど9件というふうにお伺いしましたが、このどれもというか、全体で9件あったということでしょうか。

○まちづくり推進課長（青木一英）

死亡された方のうち、身元引受人に連絡がつかず部屋の中に残置物が残っておる状態が9件ございます。これは1年間だけではなくて、過去からずっともう整理ができないという状況が9件ありまして、それに対応できたのが、身元引受人が分かったのが1件のみということになります。

すみません、全ての住宅に対して9件ということです。申し訳ありません、そのデータについてはちょっとございませんが、ほぼ公営住宅です。以上です。

○委員（大西尚子議員）

あとすみません、その問題があったことによって、どのぐらい最大で使用できなかったということも教えていただけますか。

○まちづくり推進課長（青木一英）

古いものですと令和4年からですので、もう2年そのまま部屋の中に前の方の荷物が残った状態というのが続いております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（桂川融己議員）

2点お聞かせください。

1つが、今この身元引受人というものが必要になるということで、そういった事情を考えると非常によく分かるというふうに思いつつ、一方でセーフティーネットの観点からいくと、身元引受人がない方がいて、そこはこの契約を結ばばオーケーということで、ただその保証契約がなくても入れるよという話もさっきあったんですが、その場合は、保証契約がなくても保証料を払えば契約は可能なので、身元引受人はいません、保証契約も結びませんという人は、保証料を払うということで入れるということで合っていますでしょうかというのが1つ。

ごめんなさい、すみません、ちょっと言い方を変えます。身元引受人なしで、かつ契約はしたくないという方が入る方法はあるんでしょうかというところが1つです。

もう一つが、今の資料でいくと委員会資料の4ページのところに、今の市営住宅の入居率というところで見ると、そこそこ高い水準。将来的な人口推移が減っていったり、老朽化、ある意味安全ではないところに市民が住んでいるという状態もよくないので、そういったところを取り壊していくという事は理解するんですが、一方でそこそこのニーズがあって、ただこの地域柄どうしても賃貸物件というのが少ないという事情があるものを、どのように埋めていくのかというところで、1つは空き家の活用だったりとか、シルバーハウジングみたいなのも計画のほうには出ていますが、ちょっとこの方向性、将来的な方向性としてこういうふうにニーズをカバーしていこうと考えているみたいなものがあれば併せてお聞かせください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

まず1点目の御質問ですが、この家賃保証制度につきましては今回初めて取り入れますが、あくまで強制できるものではございませんので、年間1万円という負担が負担できないということで契約を結ばないというふうになった場合でも、入居を拒むということはできません。その場合には、従来どおり福祉的な対応といいますか、そういったところが必要になってきますので、そういったところは粛々と進めてまいります。非常に身寄りのない方の死後の対応というのが苦慮しておるところですので、少しでも御理解いただいて、こちらのほうをしていただければありがたいというふうに考えております。差別的な取扱いというのはございません。

そして2点目の御質問ですが、現在、市営住宅は全体の高齢化率で46%です。公営住宅については54%でございますが、これが2040年にこのまま入居者の方が推移しますと全体で75%、そして公営住宅に限ると80%以上の方が高齢化をしていくと考えて、81%の方が高齢化をされるというふうに考えております。全体的に施設のストックも空いていますし、入居率も人口減少に伴って下がってきているというところがありますので、市営住宅については、人口減少率に合わせたストック整理をしていきたいと思います。

一方で、外国人の労働者の方、それから市外からの求人、そういった新しいニーズもございます。こういったところについては何度か議会でも御説明をいたしておりますが、空き家を活用した市営住宅化というところで、12月議会で過疎地域持続的発展計画を改正しましたので、総務省

事業として向かっていきたいと考えております。市営住宅の今後の方針としては以上になります。

厚生労働省と国土交通省が連携しますいわゆるシルバーハウジング事業につきましては、この空き家を使った定住促進の住宅、これらが定着をした段階で、ホップ・ステップ・ジャンプのジャンプの段階で造っていきたいと思いますが、こちらにつきましても、例えば集落の中で点在をする空き家を1つの団地とみなして、そこを巡回するような管理人、生活援助員を配置することで、その方が面倒を見るというような方法も取れるのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

1点目の保証契約がない方というところは、これから新しく入ろうとする方で、福祉的な配慮というのも同じようにしていただけるというふうに捉えていいんでしょうか。それとも新しく入る方は、身元引受人なり契約は必ず必要になってくるということになるんでしょうか。すみません。

○まちづくり推進課長（青木一英）

基本的には、市内におられる緊急連絡先、それから死後の対応をしていただける身元引受人、この方を登録していただくことが原則になりまして、2年ごとにその情報を更新します。

その際に、そういった方がおられない方についてはこの保証制度を紹介させていただき、契約をされないという判断をされた方でも、その場合は差別的な対応をせず入っていただけるという、そういうものになります。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（中島達也議員）

おはようございます。

今回の条例改正ですね、大変ありがたい改正やなというふうに自分では思っております。特にやっぱりこの下呂温泉を支えたような、旧制のときに支えられた方々が今高齢者になって市営住宅で住まわれている方が見えます。お互い支え合って生きておられると表現が悪いかもしれませんが、そういう状況はある程度理解しますので、そういった方に対して大変ありがたい条例改正と思います。

ちょっと確認したいんですが、こういったセーフティーネットを充実されるということはあるがたいということで冒頭申し上げましたが、今までのその確認ですが、連帯保証人は要らないかと、その代わり緊急連絡先と身元引受人を登録していただかなきゃいかんと。それを一応2年契約でやっていくということで、要はその人がどういう生活をされているのか、2年前とどういうふうに変わっているかと確認できることでこれも大変いいなと思っております。

まずこの緊急連絡先と身元引受人は同一者でなければいけないのか、また別々なのかと、1点確認します。もしそれが確保できない場合は今の保証制度を使っていくということですね、そういうことでよろしいですね。

○まちづくり推進課長（青木一英）

そのとおりです。身元引受人と緊急連絡先は同一の方であっても結構ですし、別々に設定していただくこともできます。以上です。

○委員（中島達也議員）

ありがとうございました。

どっちにしても、何て言いますか、市営住宅で、言い方は大変失礼ですが、最期を迎えられる方も今後出てくると思うんですね。あと福祉との関係も2年契約の中で、その人の生活状況なんかもしっかり見ていただいて、福祉との相談も連携で対応していただきたいなというふうに思います。

それと、あと修繕費用の関係でございますが、負担はもちろんだと思うんですけど、特に小川住宅ですね。一部において、もともとあそこは湿気がある地域で、カビが生えるということが何度か事例としてあったんですけど、そのことの更新については十分その辺のことも配慮していただき対応していただきたいと、そういうふうにちょっと希望します。

○まちづくり推進課長（青木一英）

小川住宅につきましては、さきに補正予算でお認めいただきまして外壁の塗り替えを行い、それによって雨水の浸入というのを防ぐ対応を取っております。また、何か不具合が起きた都度に対応させていただきます。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

先ほどの修繕にちょっとあれなんですけど、維持管理で、先ほどふすまとか、これは個人で入居者の責任だよということを明確にするということですが、水道とかの漏れとかいろんな緊急事態が発生したときに、今の維持管理体制、これもやはり本来専門家にしっかりと委託してやれるようにしないと、今職員が行って、それから業者を手配してという後手後手になっているケースがあるので、この辺は何か改善されるような計画があるのか、その辺を教えてください。

○まちづくり推進課長（青木一英）

一例にはなりますが、また14日の予算委員会の中でも御説明をさせていただくものですが、令和6年度に、従来、配管の清掃等を組み入れておりませんでしたので、汚水噴出事案というのが3件ございました。そういったところを含めまして、特に気をつけなければいけないような市営住宅については、予防保全管理というような形で事前に故障してから対応するのではなくて、事前にそういった配管の点検や詰まりなんかを確認して除去するような、そういった対策も取る予定にしております。以上です。

○委員（鷺見昌己議員）

それも非常に大事だと思いますが、やっぱり維持・管理という部分は非常に専門性が高いと思

いますので、これ市営住宅全般に対して、今の市の原材料支給とか一括発注しているような形で、何らかそういうような管理ができるといいかなと思いますので、今後検討をお願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

検討してまいります。

○副委員長（森 哲士議員）

今の市営住宅の整備基本方針というのがありますよね。その中で、今のこの契約更新制度とセットなのかなということもと思いますが、そういった中で今の住宅を減らしていくと。当然古いものから優先、優先度の高いものからというところの中で、2040年までに廃止をする住宅というところの中でも、平成12年とか平成13年に建てたような住宅、さらには、もう一つ大きいところというと、今の特定公共賃貸住宅にしてみると、やっぱり平成14年、平成13年と結構新しめのものを2040年までに解体・廃止をするというようなことになっておるんですけども、この辺のバランスとか、今の住宅整備基本方針の計画の中にやはり2040年とか15年後の話、15年までの話にはなるわけなんですけれども、その辺について、住宅をどんどん減らしていくということは分かるんですけども、そういった新しいものも削除していくのかというところの中をちょっと質問します。すみません。

○まちづくり推進課長（青木一英）

下呂市市営住宅整備基本方針のこの人口減少率に合わせた住宅ストックの削減は、こちらはあくまで機械的に耐用年数を当てはめたものです。

木造の市営住宅につきましては築30年ということで非常に耐用年数が浅いものですから、平成に入って建てられた住宅についても、2040年の頃になるとちょうど耐用年数を迎えます。ただし、その施設ごとに程度の差というのは異なりますので、使えるところについては、今後随時見直しをかけていきながら少しでも長く使っていきたいと思っております。

一方で、RC鉄筋コンクリートにつきましては70年ということで非常に長い期間です。こちらは70年の耐用年数があつたとしても、既にもう外構から内部にかけて非常に老朽化は進んでおりますので、単純に耐用年数にこだわらない、状況に合わせた対応というのを随時見直しをかけていきたいと思います。以上です。

○副委員長（森 哲士議員）

課長、あと今の基本方針と契約更新制度というのはやっぱりつながっておるのかとさっき言った質問なんですけれども。

○まちづくり推進課長（青木一英）

はい、つながっております。

さきに市営住宅の整備基本方針で、ストック整理を一応初めてこういった目安をつくりましたが、そこに至るまでには住民の方に程度のいい住宅へ移っていただくというステップが必要になります。

ところが、今まで政策空き家の移転についてもそうでしたが、あくまで応じるかどうかについ

ては入居者の方との交渉によりますので、こちらに非常に時間がかかります。住み慣れたところで多少古くてもついの住みかにしたいというなお声もいただいております。このまま交渉だけで続いていきますと、なかなか1件2件が残った団地というのが、整理できないという状況になりますので、市の制度として2年間という区切りをつけさせていただいて、それをベースに交渉していただく。ただ、あくまでここに住みたいと言われれば、それを強制する措置は取れませんが、交渉の材料としてこういう制度を設けました。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

○委員（高井範和議員）

3点確認も含めてお聞きします。

1点目は、身元引受人あるいは連帯保証人という方に対して、市はどのように関与する予定なのか。例えば入居者の人がサインをもらってきた書類を受け取るだけなのか、入居者に何かあったときに、早々の手続や残余財産の処分もちゃんと責任を持ってくださいというようなことをどう説明するのかという点と、2点目は、家賃設定なんですけど、敷金相当分を家賃に上乗せして分割24回払いみたいな考えはないのかということと、3点目は、今ついの住みかとしてみたいな話がありましたが、この入居の2年更新ということで更新し続けられずと住めるのか。例えば更新は5回までだよ、10年までだよとか、そういう制限はないということでもいいのかという3点お願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

まず1点目ですが、身元引受人の方は、これはもう条件としてその御遺体の引取りから残余財産の処分までやっていただける方というふうにしたいと思っております。できれば法定相続人というところまで行きたいんですが、なかなかそこについては難しいところがございますので、まずはそういったことができる方にさせていただいております。

それから連帯保証人は、令和2年の民法改正でつけないということになりましたので、今外しております。令和2年以前から住んでおられて、なおかつ連帯保証人を自らの意志で外しておられない方については、まだ連帯保証人は残っておりますけれども、それは御本人さんの申請で外していただくことができます。

そして、敷金についてですが、敷金については家賃の3か月分というのが、これは上位法で借家法でも3か月が上限になっておりますので、その3か月の範囲なんですけど、市営住宅の場合は非常に家賃も低価格で提供させていただいている関係上、なかなかその3か月の敷金をプールしたもので対応というのが難しいところではあります。

そして最後ですね、2年契約の更新はどこまでということですが、これはあくまで2年ごとに更新をお願いするということであって、何回までで打ち切りというような設定は設けておりませんので、2年ごとに更新さえしていただければお住まいいただくことはできます。以上です。

○委員（高井範和議員）

せっかく身元引受人とかそういった制度をつくられて、亡くなったとかそういったときの対応を決められたもので、実効性のあるものにしてもらいたいと。恥ずかしい話ですけど、私なんか保証人になるときに、サインだけして決まったものやろうと思って、いざこういったことになったときにそこまで面倒を見ると思わなんだみたいなことでトラブルにならんように実効性のあるものにしてもらいたいです。

○まちづくり推進課長（青木一英）

最初に9件こういった事例があるということでお話をしましたが、この9件の中には、身元引受人御自身が亡くなられて連絡がつかない、それから身元引受人を承継された御家族の方が市営住宅に入っている方の身元引受けを拒否される、いろいろ親族の中の関係等もございますので、難しいといったようなケースがございますので、こういったところについて2年ごとにちょっと確認をさせて、実効性のあるものを担保していきたいと考えております。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか、ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で、議第32号、議第33号、議第34号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○包括支援センター対策監（戸谷直樹）

よろしくお願いします。

議案書178ページをお願いいたします。

議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

続きまして、条例要綱の説明をさせていただきます。

議案書182ページをお願いいたします。

条例要綱になります。

1. 改正理由は提案理由と同じでございますので、説明を省略させていただきます。
2. 概要につきまして。

(1)介護保険運営協議会が認める場合に地域包括支援センター職員の員数を常勤換算法によることを可能とします。（第2条関係）。

(2)上記に関わらず、介護保険運営協議会が認める場合に複数の地域包括支援センターが担当する地域ごとの第一号被保険者の数を合算した数を基に、地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネ）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、各地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとしします。（第2条関係）。

(3)この条例は、公布の日から施行します。（附則関係）。

次に、改正に当たっての背景、当市の対応、職員配置のイメージを御説明させていただきます。
委員会資料9ページをお願いします。

委員会資料9ページ、下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について。

1. 国の規則改正の背景について御説明します。

改正前の職員配置基準は、3職種を常勤でそれぞれ各1名の配置が必要でありました。今回の改正では、人材の確保が困難な状況を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするために基準の緩和が図られました。国の改正イメージにつきましては下段の図のとおりとなります。

続きまして2番、当市としての対応につきまして御説明いたします。

市全体を一つの地域として設定しております当市の地域包括支援センターは、3職種の配置基準を既に満たしております。このため、今回の改正には影響はありませんが、国の改正内容に対応して条例改正を行い、国の改正内容に準拠することといたしました。

続きましてその下、3. 国の改正規則が示す職員配置のイメージについて、図をもって説明させていただきます。

図の上、第2条第1項関係、常勤換算法による職員配置についてでございます。例としまして、常勤の保健師が雇用できずに欠員が生じている場合ですが、図のように非常勤の保健師2名、週2日16時間勤務の方と週3日24時間勤務の方、この方のそれぞれの勤務時間を常勤の週5日40時間で割り返しまして常勤に対する割合を求めます。この場合、非常勤の保健師2名は常勤1名に對しまして0.4人と0.6人の割合となります。この非常勤2名を合わせることで常勤1名と換算することにより3職種の配置基準を満たすことが可能となるものです。

続きましてその下、第2条第2項関係、複数センターの区域内高齢者人口に応じた職員配置について御説明いたします。

図のように、例としまして複数の地域包括支援センターで職種によって欠員が生じている場合でございます。A包括支援センターでは保健師、B包括支援センターでは主任ケアマネに欠員が生じていますが、改正後の基準では、A地域とB地域を一つの地域とすることで、それぞれの地域包括支援センターにおける3職種の配置基準を満たすことができるものとするものです。ただし、この場合において、それぞれの包括支援センターには3職種のうち2職種以上の常勤の職員の配置が必要とされております。

以上で、議第35号の説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま御説明をいただきました議第35号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（大西尚子議員）

2番の当市としての対応ということで改正に影響はありませんというふうに書いてありますけれども、この複数のセンターで移動していくということに当たって、職員の方の負担とかその辺のところとかは大丈夫なんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○包括支援センター対策監（戸谷直樹）

複数のセンターの移動ということでございますが、当市におかれましては下呂市を一つの地域として一つの包括支援センターとしております。ただし、金山地域におかれましては移動距離がありますので、金山地域につきましては支所という形で包括支援センターを設置させていただいております。

職員の異動につきましては、どうしても下呂地域のほうから金山へ異動というところでは、通勤距離等の関係で負担は生じることとはなりますが、現在、金山地域包括支援センターの職員に関しましては、金山地域に在住の職員の方及び金山に近い地域の方について、そちらのほうで勤務をお願いしておるような状況となっております。以上でございます。

○委員長（中島ゆき子議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（中島達也議員）

お願いといいますか、今介護保険というのは右肩上がりでずっと上がってきておるわけですが、包括支援センターの役割というのはこれからますます大事になってくると思います。この配置基準をとにかく維持していただけるように全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で、議第35号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書183ページを御覧ください。

議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきまして、条例要綱で説明させていただきますので、議案書の185ページを御覧ください。

1の改正理由は、議案書の提案理由と同じですので、2の概要から説明をさせていただきます。

(1)第16条関係ですが、栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士を追加するものです。これは栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になったことから、管理栄養士という資格名称を追加するものでございます。

(2)この条例は、令和7年4月1日から施行をいたします。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第36号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で、議第36号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

議案書の209ページをお開きください。

議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について御説明させていただきます。

令和7年度一般会計から令和7年度市立金山病院事業会計へ7,322万9,000円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものでございます。

市立金山病院は、市民の健康と命を支える重要な医療機関であり、安定した医療サービスの提供は行政が支援すべき事項であることから、医業収益等の全ての収入を充てても運営経費に不足が生じるため、繰出総額2億8,756万1,000円のうち7,322万9,000円を基準外繰り出しするものでございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ただいま議第43号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也議員）

すみません、何度もお願いといいますか、非常に基準外繰り出しまでしなきゃならない状況ということで、大変経営的にも厳しいということで、新年度予算も一応2億円の減額ということで、これは一病棟化したことも要因かなというふうに思っていますけれども、どちらにしても市長がいつも言ってみえます、下呂病院とのしっかりした連携の中で、トータル的なやっぱり健全経営といいますか、目指していただきたいなと強く思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中島ゆき子議員）

ほかにございませんか。

ないようですので、以上で、議第43号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第32号から議第36号までの5議案及び議第43号、合わせて6議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第32号から議第36号までの5議案及び議第43号、合わせて6議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第32号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第33号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第34号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する

る条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第35号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第36号については、全会一致で可決すべきものと決しました。
議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第43号については、全会一致で可決すべきものに決しました。
以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前10時27分 終了